規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「宇宙審議官」を削り、「審議官　参事官」を「審議官　サイバーセキュリティ・情報化参事官　参事官」に、「調査官　企画官　防災通信官　跡地利用企画官」を「企画官　調査官　防災情報通信システム官」に改め、同部官民競争入札等監理委員会事務局の項を削り、同部食品安全委員会事務局の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進委員会事務局	事務局長　参事官　企画官

別表内閣府の部情報公開・個人情報保護審査会事務局の項を削り、同部迎賓館の項の次に次のように加える。

地方創生推進事務局	事務局長　次長　審議官　参事官　企画官　参事官補佐（人事、予算又は文書の審査に関する事務を担当する者に限る。）
知的財産戦略推進事務局	事務局長　次長　参事官　企画官　参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）
宇宙開発戦略推進事務局	事務局長　審議官　参事官　企画官　参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「適正業務管理官」を「適正業務管理官　総括技術検査指導官」に、「統括国有財産管理官」を「広報室長　統括国有財産管理官」に改め、「総括検査・技術指導官」を削り、「課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　室長補佐（文書の審査に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表宮内庁の部内部部局の項中「参事官」を「参事官　宮務参事官」に改める。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官　参事官」に、「企画室長」を「監査官　企画室長」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「企画官　財産被害対策室長」を「サイバーセキュリティ・情報化企画官　財産被害対策室長　国際室長　企画官」に、「上席景品・表示調査官」を「上席景品・表示調査官　課徴金審査官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「人材力活性化・連携交流室長」を削り、「高齢対策室長」を「女性活躍・人材活用推進室長」に改め、「受給・債権調査官」を削り、同部内部部局の項の次に次のように加える。

行政不服審査会事務局	事務局長　課長　審査官　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）
情報公開・個人情報保護審査会事務局	事務局長　課長　審査官　課長補佐（管理）
官民競争入札等監理委員会事務局	事務局長　参事官

別表法務省の部内部部局の項中「部長」を「部長　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「施設設計調整官　訟務調査室長」を削り、「人権擁護調査官　訟務調査室長」に、「訟務広報官　民事監査官」を「施設整備調整官　民事監査官　訟務広報官」に改め、同部地方更生保護委員会の項中「更生保護管理官」を「更生保護管理官　調整指導官」に、「統括審査官」を「統括審査官　分室長」に改め、「分室長」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官　参事官」に、「人事企画官　企画官（予算又は職員団体に関する事務を担当する者及び経済安全保障課に所属する者に限る。）」を「企画官（予算又は職員団体に関する事務を担当する者及び経済安全保障課に所属する者に限る。）　人事企画官」に、「世界貿易機関紛争処理室長」を「国際経済紛争処理室長」に、「海洋室長」を「海洋法室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」に、「国際企画室長　大学設置室長」を「大学設置室長　国際企画室長」に、「量子放射線研究推進室長」を「量子研究推進室長」に、「高齢者雇用対策官」を「高齢者雇用対策官　国際統括官補佐（国際統括官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改め、「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　国際統括官補佐（国際統括官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削り、同部科学技術・学術政策研究所の項中「科学技術動向研究センター長」を「科学技術予測センター長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「首席営繕専門官　企画室長」を「首席営繕専門官」に、「労働条件確保改善対策室長」を「労働条件確保改善対策室長　労働紛争処理業務室長」に、「少子化総合対策室長」を「少子化総合対策室長　虐待防止対策推進室長」に改め、「主任雇用均等行政監察官　主任中央賃金指導官」を削り、「虐待防止対策室長」を「主任中央賃金指導官　主任雇用均等行政監察官」に、「職員管理専門官」を「職員管理専門官　管理専門官」に、「人事調整専門官　管理専門官」を「人事調整専門官」に改め、同部国立感染症研究所の項中「施設管理室長」を「施設管理室長　施設運営室長」に改め、同部都道府県労働局の項中「雇用均等室長　課長　企画室長」を「雇用環境・均等室長　課長」に、「総務調整官」を「総務調整官　総務企画官」に改め、同部労働基準監督署の項中「次長」を「副署長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「検査調整官」を「検査調整官　上席検査官」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「沿岸・遊漁室長」を「沿岸・遊漁室長　捕鯨室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「情報システム室長　情報公開推進室長」を「情報システム室長」に改め、「、情報公開推進室長」を削り、同部電力取引監視等委員会事務局の項中「電力・ガス取引監視等委員会事務局」に改める。